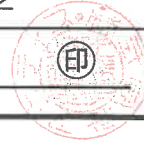




事業所名	株式会社 アクティブ / 医療法人 こうじょう会 アクティブ訪問看護ステーション / アクティブデイサービス なめだリハビリテーションクリニック			代表者	阪東 祐一郎			
人事担当者	代表取締役	氏名	バンドウ ユウイチロウ 阪東 祐一郎	E-mail	info@active-nopsj.com			
電話番号	(072) 337-9515		FAX 番号	(072) 337-9516		HP	<input type="checkbox"/> 有・無	
所在地	○デイ松原：大阪府松原市天美我堂 1-7-113 ○訪問看護：大阪府松原市東新町 4-13-12 ○ デイ堺：堺市堺区緑ヶ丘北町 1-1-1 ○サテライト堺：堺市堺区戎島町 2-30 ○デイ泉北・サテライト泉北：大阪府堺市深井中町 485-3 ○デイ東成：大阪市東成区大今里南 3-22-36 ○就労支援カフェ：東成区大今里南 1-5-12 ○訪問看護大阪：大阪市東成区大今里南 1-19-13 ○デイ吹田・サテライト吹田：吹田市昭和町 3-2-107 ○デイ大正・サテライト大正：大阪市大正区三軒家東 6-8-23 ○(医)なめだリハビリテーションクリニック：堺市北区南花田町 1692 番地 2					HP アド レス	http://active-nopsj.com/	
事業内容 特徴	～らしく生きるを応援します～ デイサービス：利用者個々の目標達成を目指した機能・動作訓練の場として、また交流・ 情報収集、社会貢献・役割など様々な目的別プログラムで構成するデイサービスです。そし て職員にとっては学生、新人療法師士の教育の場、その地域のリハビリテーションの中間基地 として位置づけています。 クリニック・訪問看護ステーション：病気や障害を持ちながら在宅で暮らす乳幼児～高齢 者まで幅広い対象に対して、看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が専門性を活か し連携しながら元気で活力あるサービスを提供し、地域で必要とされる事業所を目指してい ます。その地域における在宅医療介護の中心基地として位置づけています。 ・新卒初年度は主にデイサービスでの勤務、経験年数や実績に応じて訪問業務へ移行。					設立	平成 18 年	
						利用	約 1800 名	
求人 内容	募集職種		職務内容		求人数	勤務先等		
	①	理学療法士	デイサービス・訪問看護でのリハビ リ業務など		9 名	デイサービス、訪問看護ステーション		
	②	作業療法士	デイサービス・訪問看護でのリハビ リ業務など		9 名	デイサービス、訪問看護ステーション		
③	言語聴覚士	デイサービス・リハビリクリニック 訪問看護でのリハビリ業務など		2 名	デイサービス、クリニック、訪問看護ステーション			
採用 条件	給 与 (年度 実績)	職 種	①理学療法士	②作業療法士	③言語聴覚士			
		基本給	300,000 円	300,000 円	300,000 円	円	円	
		諸手当 (イベント手当)						
		合計 (基本給+諸手当)	300,000 円	300,000 円	300,000 円	円	円	
	賞 与	年 回	合計約		カ月	昇 給	3年目以降は業務実績により昇給、4年目以降現職常 勤年収 500万円～650万円。管理者・所長などへの昇 格制度あり。経験年数や実績により適正業務へ配置。	
	勤 務 条 件	交 替 勤 務 有・無	① 8:30 ~ 17:30 ② 9:00 ~ 18:00 ③ : ~ :			加入保険	健康・厚生・雇用・労災・その他()	
		休 日	日曜と平日1日 完全週休2日制 その他(年次有給休暇6ヶ月勤務で10日、その後勤 続年数に応じて増加) 夏期(1)日 年末年始(12月30日～1月3日) 日、年間休日合計(110)日				交通費	(15,000)円まで支給
							職員寮	男子寮 女子寮 (有・無)
							福利厚生 (制度・施設など)	・退職金共済制度あり ・学会研修参加支援規程あり ・学会発表など表彰規定あり ・見学往復交通費支給 ・就職内定者支度金支給
応募 ・ 選 考 要 領	応 募 期 限	随時・期限有			試験日	別途通知		
	試 験 内 容	面接・専門試験・適性検査・一般常識・作文・実技・その他()						
	提 出 書 類	履歴書・成績証明書・卒業見込証明書・健康診断書・その他()						
	試 験 会 場	アクティブ訪問看護ステーション (松原)		試験会場へ のアクセス		最寄駅 近鉄南大阪線 布忍駅 より徒歩3分		
求 人 ポ イ ン ト (人 物 像 など)	・地域、時代に必要とされる療法師士の育成を目指しています。 ・回復期後期～社会適応期、維持期、終末期など時々の状況に合わせて～らしく生きるを応援する～をスローガンに在宅 生活の安定や社会参加への直接的・間接的な関わりを行っています。自らの成長が利用者の可能性を広げ、共に成長しな がら変化を実感できる仕事です ・先輩療法士や他職種との業務や社内研修の中で向上心を持って取り組みば知識技術を吸収できる環境です。事業所内定期研修、 ケアカンファレンスを通して業務やサービスを振り返りながら向上していく方針です。 ・目の前のことに対して自分ができる範囲のことや自らの役割に目を背けず、自己保身に走らず逃げずに行動できる方。 ・事業所スローガン、事業所目標、理念、職員の心得など事業所方針を理解し、社の方針に添った上で創造性ある(おもろい) 発想で業務に取り組み努力できる方。 ・昨年度は新卒PTOTST計7名採用致しました。 ・新卒者約40名活躍中。							

私どもは、この求人申込みの時点において、ハローワークにおける求人不受理の対象となる求人不受理の対象のいずれにも該当いたしません。

事業所名 株式会社 アクティブ
 事業所所在地 大阪府松原市東新町4-13-12
 代表者名 阪東 祐一郎



対象条項など、求人不受理制度の内容について厚生労働省のリーフレット『労働関係法令違反があった事業所の新卒求人は受け付けません!』（LL281226派若01）により確認し、理解しました。

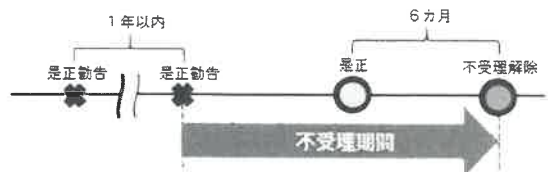
チェックシート

以下の求人不受理の対象に該当する場合は、チェック欄にシ点（「✓」）を記入してください。なお、平成28年3月以降に以下の違反行為のうち1つでも該当する場合は、ハローワークにおける求人不受理の対象となります。

1. 労働基準法及び最低賃金法関係

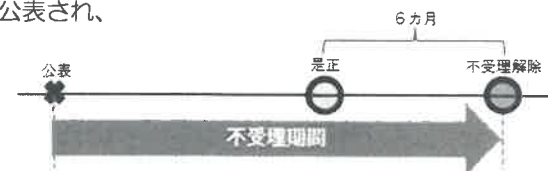
(1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6カ月が経過していない。



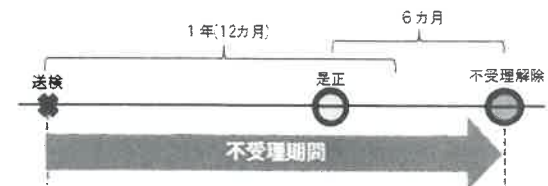
(2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6カ月が経過していない。



(3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され

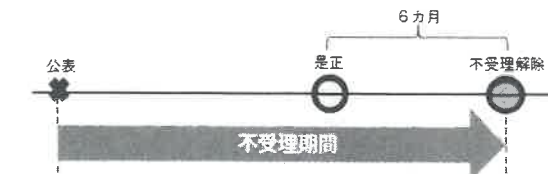
- a 当該違反行為を是正していない。
 b 送検後1年が経過していない。
 c 是正してから6カ月が経過していない。



2. 男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法関係

(1) 対象条項違反の是正を求める勧告に従わず、企業名が公表(※)され、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6カ月が経過していない。



※男女雇用機会均等法第30条または育児・介護休業法第56条の2の規定による。

3. 項目1及び項目2共通

(1) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、
 ①労働基準監督署による是正勧告、
 ②雇用均等室による助言や指導、勧告を受けており、その後、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6カ月が経過していない。